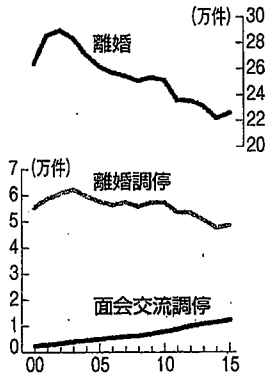


離婚と離婚調停・  
面会交流調停の推移  
離婚件数は厚生労働省の統計で  
暦年の数、離婚調停数と面会交流  
調停数は司法統計で年度

# 離婚の前 子の気持ち知って



## 「親ガイダンス」大阪から全国へ

未成年の子がいて離婚を考えているカップルに、受け止める側の子ども心理を知ってもらおうとする家庭裁判所の取り組みが広がっている。「親ガイダンス」といって、昨年、大阪家裁が始め、今春から名古屋、鹿児島の家裁も導入した。子どもへの配慮を促すことで、養育費などをめぐる父母の対立がこじれるのを防ぐ効果も見込まれ、専門家も評価している。

### 初の集団型 面会交流も学ぶ

「これは離婚を思いとどめようとする趣旨ではありません。大阪家裁の会議室で、松永淳家裁調査官がこころ置きし、話を始めた。親の離婚や別居は子どもにとって衝撃で、「自分が悪いか」と自身を責めることもあるという。こうした子どもの心理や、離れた子どもとの心理や、離れた親との「面会交流」、養育費の意義などを約90分間、話す。子どもの年齢に合わせ、離婚についてやさしい言葉で解説する絵本なども紹介する。

個別のガイダンスを実施している家裁はあったが、大阪家裁は初めて「集団型」を導入し、試行を経て昨年1月から本格実施。男女別に20人ずつ、それぞれ週1回開く。今年9月までに1279人が参加した。導入のきっかけは、20

離婚をテーマにした絵本。「まだ小さいから」と避けず、誠実に説明することが大切だという



### 幼くてもわかるように...

- ◆「おうちがふたつ 絵本シリーズ『パパとママが別れたとき……』」クレール・マジュレル、カディ・マクドナルド・デントン著 (明石書店)
- ◆「会えないパパに聞きたいこと」新川てるえ、山本久美子著 (太郎次郎社エディタス)
- ◆「ココ、きみのせいじゃないーはなれてくらすことになるママとパパと子どものための絵本」ヴィッキー・ランスキー、ジェーン・プリンス著 (太郎次郎社エディタス)
- ◆「あしたてんきになあれ」薩摩菜々、永松美穂子著 (未知谷)
- ◆「パパはジョニーっていうんだ」ポー・R・ホルムベルイ、エヴァ・エリクソン著 (BL出版)

調停年4.8万件  
総務省や最高裁の統計によると、15年の離婚は22万6215件。話し合いで離婚が成立する協議離婚が約9割を占める。一方、当事者間で決着がつかず家裁の

調停手続きを利用したのは同年度で約4万8千件。微減傾向が続くが、離婚後の子どもとの面会交流をめぐる調停の申立件数は、約2400件だった00年度に對し15年度は約1万2千件と、5倍以上に増えた。

松永さんは「離婚をめぐる激しい争いの下にいる子どもがどんなに不安で負担を強いられているか、まずは知ってほしい」と話す。受講者へのアンケートで約9割が「参考になった」と「まあ参考になった」と回答。「面会交流に前向きになれた」という意見もあった。

取り組みは各地に広がり、名古屋家裁は4月から1回実施、9月までに男女149人が受講した。鹿児島家裁も5月から当事者全員に案内し、男女60人が参加した。米国などではガイダンスをしたことで訴訟期間が短くなるなど、その後の父母の関係により影響があることが報告されている。

離婚問題に詳しい中井洋恵弁護士(大阪弁護士会)は「調停を利用しない協議離婚が大半の日本では、離婚は当事者間だけの問題とされがちだ」と指摘する。面会交流の方法、養育費の未払いなどが離婚後に問題となるケースも多い。「DVなど特別なケースは別として、離婚後も両親が子どもに関わる必要がある。親ガイダンスという形で離婚前から裁判所が積極的に関わることは評価できる」と話している。(大貫聡子)

受講の幅拡大を  
立命館大学の二宮周平教授(家族法)の話 米国やオーストラリアでは「親教育」を受けなければ、裁判所での離婚手続きを進められない。協議離婚が一般的

な韓国でも、離婚を考えるすべての当事者に家庭法院の面談と親教育が義務付けられている。親ガイダンスの取り組みは評価できるが、現状では対象になるのは調停を考え、裁判所に足を運んだ人たちだけだ。離婚を考えるすべての親が受講できるようにすべきだ。